

日常生活自立支援事業

判断能力に不安のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の方で、福祉サービスの利用や金銭管理などを一人で行うのが難しい方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、日常生活に必要なお金の出し入れや、公共料金の支払い等のお手伝いをします。

こんな不安はありませんか？

- ①お金のやりとりや預金の出し入れに自身がありません。
- ②通帳や印鑑をなくしてしまいます。
- ③福祉サービスの利用手続きがわかりません。

成年後見支援センターへ相談

(専門員が本人宅を訪問して面談を行い、お手伝いの内容を相談します。)

契約

お手伝いの内容を確認し、ご本人が利用を希望されれば、契約を結びます。

お手伝い(支援)の開始

(生活支援員が定期的に訪問し、お手伝いをします。)

このようなお手伝いをします!!

- ①生活に必要なお金を金融機関で払い戻したり、公共料金や家賃、福祉サービスの利用料などの支払いをします。また、通知物を確認し、手続きが必要なときはお手伝いをします。
- ②通帳や印鑑、公的書類を自分で管理することに不安がある場合は預かることができます。
- ③福祉サービスを利用したいときの相談を受けたり、本人の意向をふまえて利用できるよう手続きのお手伝いをします。

※利用料は、1時間1,200円(30分を単位として算定)
ただし、700円は社協が負担します(生活保護世帯は無料)

利用できる方

ご自宅やグループホーム、ケアハウスで生活し、判断能力に不安のある高齢者、知的障がい者、精神障がい者で、ご本人の利用意思が確認できる人